

平成 24 年 12 月 25 日

年末年始、高齢者のもち等による窒息事故にご注意！

年末年始にはもち等を食べる機会が多くなります。12月から1月にかけて、もち等による窒息事故が多くなっており、85%以上が高齢者に起きています。窒息による事故防止のポイントをまとめましたので、御家庭などでの予防と対応に役立てていただきますようお願いします。

1. 窒息事故が多くなる1月

厚生労働省の統計によれば、不慮の事故による死亡者数のうち、窒息による数^{※1}は、交通事故による数を大きく上回っており、増加傾向にあります。

※1 死因が「不慮の窒息」による数。「不慮の窒息」には、「気道閉塞を生じた食物の誤えん」のほか、「ベッド内での不慮の窒息及び絞首」、「胃内容物の誤えん」、「詳細不明の窒息」等によるものを含む。

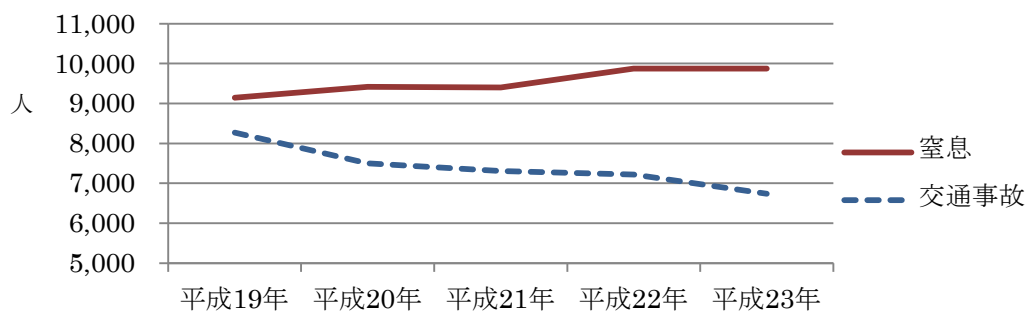


図1 不慮の事故による死亡者数(窒息・交通事故)の推移

(注) 厚生労働省「人口動態統計」より作成。

また、窒息による死亡者数を月別にみると、年間で最も多いのは1月、次いで12月となっています。窒息による死亡は、年間を通じて85%以上が65歳以上で起きています。特に1月には、65歳以上が約90%を占めています。

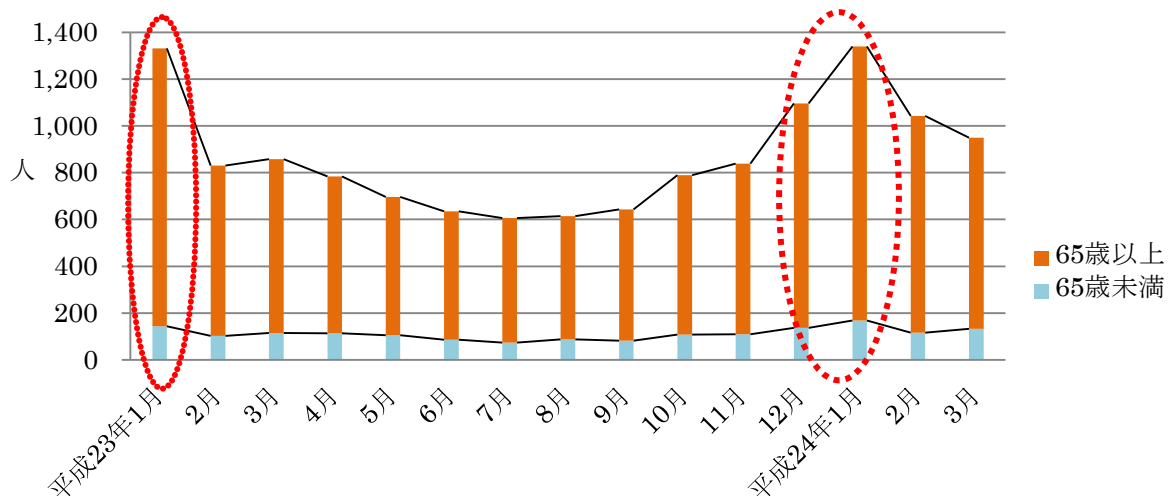


図2 月別の窒息による死亡者数の推移

(注) 厚生労働省「人口動態統計」より作成。

2. 救急搬送されたもち・団子等による窒息事故の数

－東京消防庁の資料^{※2}から－

東京消防庁管内^{※3}だけでも、平成19年から平成23年までの5年間で、もち・団子等による窒息事故で604人が救急搬送されています。

※2 東京消防庁ホームページより。

(<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/life/topics/201212/mochi/index.html>)

※3 東京都のうち東久留米市、稲城市、島しょ地区を除く地域（東久留米市は平成22年4月1日から東京消防庁管内となった）。

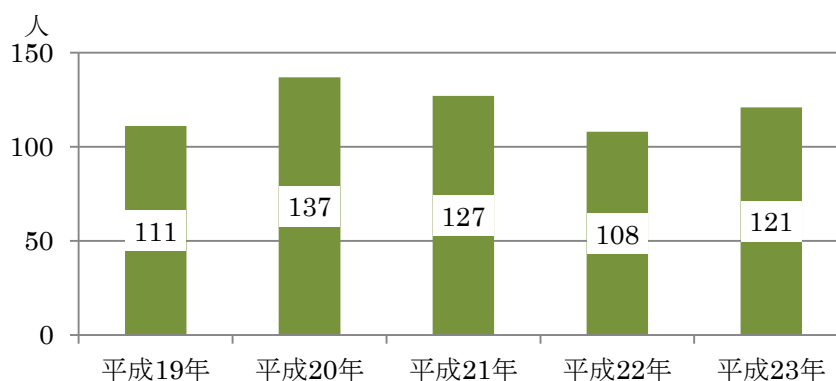


図3 もち・団子等による救急搬送人数の推移

もち・団子等による窒息事故の救急搬送数の月別の割合は、1月が36%、12月が15%を占め、年間の救急搬送数の半分以上がこの2か月に集中しています。

また、救急搬送された方の年齢では、65歳以上が全体の約90%で、そのうち初診時に中等症以上^{※4}の診断がされたケースは71%となっています。もち・団子等による窒息事故が、深刻な事態を招いているケースが多いことが分かります。

※4 中等症（生命の危険はないが、入院の必要があるもの）、重症（生命の危険があるもの）、重篤（生命の危険が切迫しているもの）及び死亡（初診時に死亡が確認されたもの）を含む。

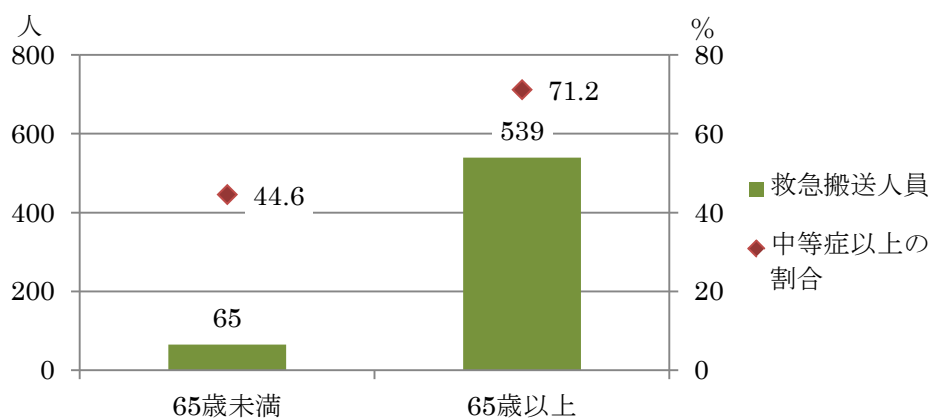


図4 救急搬送人数と中等症以上の割合

3. 消費者庁に寄せられた窒息事故の情報から

医療機関ネットワーク事業^{※5}により2年間で医療機関から寄せられた窒息等の事故の情報のうち65歳以上の事例(17件)をみると、「もち・団子」が7件と最も多く、次いで「パン」3件が続きます。ここでも、もち・団子が窒息等の事故の原因となっていることが分かります。

他方、消費者庁に寄せられた窒息等の事故の情報^{※6}は52件で、食品別では、あめ類(8件)、ゼリー類(5件)、パン類(4件)となっており、広い範囲の食品で窒息事故が起きています。また、事例の中には、介護施設、病院等での食事等の際に食べ物を喉に詰ませたというものも見受けられます。

※5 「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関(平成24年12月時点で13機関)から事故情報を収集し、再発防止に活かすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業です(平成22年12月運用開始)。

※6 消費生活センター、中央省庁などが保有する生命・身体に係る消費生活上の事故の情報を一元的に集約し、「事故情報データベース」として運用しています(平成22年4月1日運用開始)。事故の再発・拡大の防止を目的として、消費者庁と独立行政法人国民生活センターが連携して、関係行政機関等の協力を得てデータベースを管理・運営しています。

4. 事故防止のポイント

高齢者の方は、窒息を防いで安全に食事をしていただくため、以下の点に十分御注意ください。また、高齢者を介護されている御家族などの周囲の方も御配慮をお願いします。

《注意点》

- ・もち等の食品は、小さく切るなど、食べやすい大きさにしてください。一口の量は無理なく食べられる量にしましょう。
- ・急いでのみ込まず、ゆっくりとよく噛み砕いてから飲み込むようにしましょう。お茶や水などを飲み、喉を湿らせながら召し上がることも有効です。
- ・食事中には、驚かせるような行動は決してしないようにしましょう。また、食べ物を口に入れたままの状態ですくむことも危険です。
- ・介護を要する方の場合には、粥などの流動食に近い食べ物でも喉に詰まることがあります。介護する方や周りの方は食事をされている高齢者から目を離さないようにお願いします。

また、窒息は、子どもでもしばしば起きています。

子どもの窒息の防止については、今年8月に、消費者庁から注意喚起を行っています。子どもの窒息を防止するために、上記の高齢者への事故防止のポイントに加えて、以下の点にも御注意いただきますようお願いします。

《注意点》

- ・乳幼児の食べ物について、商品等に表示されている月齢などは目安です。食べる機能の発達には個人差があるため、子どもが食べている様子をよく観察して、発達の状況にあった食品を選んでください。
- ・食事中に、遊んだり、歩きまわったり、寝ころんだりすることがないように、御家族など周りの方が注意してください。
- ・ピーナッツなどの豆類が誤って気管支に入ると窒息につながるがあるので、豆類は3歳頃までは食べさせないようにしましょう。

なお、食品によっては、食べ方や食品の特性に応じた警告などの注意が個々の製品の包装に記載されていたり、販売されている店頭に表示されているものもあります。高齢者の方や、御家庭に小さな子どもがいる場合には、そうした製品の包装や店頭に行われている警告等の記載などにも注意して、購入や食べ方の参考にしてください。例えば、こんにやく入りゼリーについては、包装に記載されている警告（子どもや高齢者には不向きであることを示す統一的な警告マーク）などを御確認ください。

（参考）

○消費者庁からの注意喚起

「食べ物による窒息事故にご注意ください！」（平成24年6月27日）

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120627kouhyou_1_1.pdf

「子どもの窒息事故にご注意ください！」（平成24年8月24日）

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120824kouhyou_1_1.pdf

5. 事故が起きてしまったときの参考：応急手当

窒息事故が起きた場合の応急手当の方法については、別紙のとおりです。万が一の時には参考にしてください。

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課 河岡、須藤、小林

TEL : 03(3507)9137 (直通)

FAX : 03(3507)9290

HP : <http://www.caa.go.jp/>

応急手当の方法

〔『改訂4版 応急手当講習テキスト 救急車がくるまでに』（財団法人救急振興財団）より引用〕

傷病者に「喉が詰まったの？」と尋ね、声が出せず、うなずくようであれば窒息と判断し、ただちに行動しなければなりません。

- 119番通報するよう誰かに頼むとともに、ただちに以下の二つの方法を数回ずつ繰り返し、異物が取れるか、傷病者の反応がなくなるまで異物の除去を試みます。
- 傷病者が咳をすることが可能であれば、できるだけ咳を続けさせます。咳ができれば、それが異物の除去にもっとも効果的です。

① 腹部突き上げ法

- 傷病者を後ろから抱えるように腕を回します。
- 片手で握りこぶしを作り、その親指側を傷病者のへそより上で、みぞおちの十分下方に当てます。
- その手をもう一方の手で包むように握り、すばやく手前上方に向かって圧迫するように突き上げます。



腹部突き上げ法

② 背部叩打法

- 背中をたたきやすいように傷病者の横に回ります。
- 手の付け根で肩胛骨けんこうこつの間を力強く、何度も連続してたたきます。



背部叩打法

ポイント

- 妊婦や乳児に対しては、①の腹部突き上げ法は行ってはいけません。②の背部叩打法のみを行います。
- 横になっている傷病者が自力で起き上がれない場合は、②の背部叩打法を行います。
- 腹部突き上げ法と背部叩打法の両方が実施可能な状況で、どちらか一方を行っても効果のない場合は、もう一方を試みます。
- 腹部突き上げ法を行った場合は、腹部の内臓をいためている可能性があるため、実施したことを到着した救急隊に伝えてください。また、119番通報前に異物が取れた場合も、医師の診断を受けてください。